



ストップ！滞納

10月～12月は、税の滞納整理強化期間です

問合せ／収納管理課
内線 2 2 4 4

税金は、私たちが安心して暮らし、さまざまな行政サービスを受けるための貴重な財源であり、納税義務者が納期限内に自主的に納付することが原則です。多くの人が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の人は滞納している状況にあり、その滞納が市財政を圧迫する大きな要因となっています。

税負担の公平性と税収入を確保するため、志木市をはじめ県内63市町村と県では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

志木市では、収納コールセンターからの電話催告や文書催告書により自主納付を促すほか、滞納者に対しては差押えを強化するなど、滞納の解消に向けた取組を行っています。

▲市税などの滞納状況

市に納められている税金には、市税（市県民税、法人市民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税）と国民健康保険税があります。

このうち市税の平成27年度までの累積滞納額は、平成28年8月31日現在で、約5億6千万円、また、国民健康保険税は、約7億6千万円となっています。市税と国民健康保険税をあわせた滞納者数は、累計3,797人で、滞納額の合計は、約13億2千万円です。このうち100万円以上の高額滞納者は333人で、滞納額は合計で約6億7千万円にのぼります。

滞納額の区分	滞納者数	滞納額
500万円以上 1,000万円未満	10人	6,000万円
100万円以上 500万円未満	323人	6億1,000万円
計	333人	6億7,000万円
100万円未満	3,464人	6億5,000万円
合計	3,797人	13億2,000万円

▲平成27年度までの課税分に対する市税及び国民健康保険税合算の滞納者数と滞納額（平成28年8月31日現在）

▲差押えの執行状況

催告をしても滞納が続く場合は、法の規定による財産調査を実施し、不動産などの財産を差押え、完納するまでの担保とするほか、換価して滞納税に充てることとなります。

平成27年度は、773件の差押えの執行により、約8千万円の滞納額を徴収しました。

財産区分	25年度	26年度	27年度
不動産	26件	63件	33件
預貯金	427件	874件	531件
給与	6件	70件	54件
国税還付金	66件	57件	64件
生命保険	76件	60件	82件
その他	2件	2件	9件
合計	603件	1,126件	773件

▲各年度末差押え件数

◇分割納付中であっても、差押えの対象です

分割して税金を納付している場合でも、滞納がある以上は財産を調査し、発見した場合は、その財産を差押えます。差押えた財産は、完納になるまで差押えの解除はできません。

▲納税相談をご利用ください

生活が困難な場合や事業不振などのため、どうしても納期限までに納税が難しい場合には、お早めに納付方法などについてご相談ください。

◇休日納税相談

平日に、どうしても相談に来られない場合は、休日に実施している納税相談もご利用ください。

- とき 毎月第4日曜日 午前9時～午後5時
- ところ 収納管理課（市役所2階）
- 相談員 市職員

◇生活改善型納税相談

市では税金を滞納してしまった人に対して、税・金融・年金などの幅広い知識を備えた専門家「ファイナンシャルプランナー」による相談会を開催していますので、ぜひご利用ください。

平成27年度は19件の相談があり、7件が改善されました。

- とき 11月27日（日）、平成29年2月26日（日）
午前9時～正午、午後1時～5時
- ところ 収納管理課（市役所2階）
- 相談員 ファイナンシャルプランナー

▲納税の猶予（徴収猶予・換価猶予）について

特別な事情により、税金を一時に納付することができないと認められるときは、原則1年以内に限り、税金の徴収の猶予を申請することができます（徴収猶予）。また、納税に誠実な意思を持っている人の財産を直ちに取り立てることにより、事業の継続や生計の維持が困難になることが見込まれる場合などに、原則1年以内に限り、財産の換価が猶予されます（換価猶予）。

なお、平成28年4月1日の地方税法の改正により、納税者からの申請による換価の猶予制度が創設されました。詳しくは、収納管理課へご相談ください。